

中国四国農政局入札等監視委員会 定例会議(第3回)審議概要

(ホームページ掲載日：平成22年12月13日)

開催日及び場所		平成22年度11月26日(金曜日)中国四国農政局2階第2会議室	
委員		西田 三千代(弁護士)、井上 信二(公認会計士) 岸 道康(ジャーナリスト)	
審議対象期間		平成22年7月1日～平成22年9月30日	
審議対象案件		140件 うち、1者応札案件 19件 契約の相手方が公益社団法人等案件 9件	
抽出案件		3件 うち、1者応札案件 2件 (抽出率 2%) (抽出率11%) 契約の相手方が公益社団法人等案件 0件 (抽出率 0%)	
抽出 案件 内 訳	工 事	一般競争	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等案件 0件
	業 務	簡易公募型プロポーザル	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等案件 0件
	物品役 務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等案件 0件
委員 から の 意 見 ・ 質 問 等 に 対 す る 回 答 等	意見・質問		回答等
	<p>(1) 平成22年度第2・四半期の公共工事・業務、物品役務等の競争入札・随意契約状況報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約についてですが、結果的には落札率が100%になっていますが、金額を業者に示しているということですか。 ・委託業務というのは、1者に対してこの値段でやってくださいというものですか。 ・一般論ですが、随意契約というのは、契約金額が高止まりしているのではないかと。抑止力が働くような仕組みはあるのでしょうか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約でも用地買収や補償については、この額で了解をもらうという場合に落札率が当然100%になるということはありません。また、競争入札でも工事の途中で変更契約が必要になってくる場合は、請負業者1者と契約する場合があります。 ・例えば、企画競争契約の場合は、まず提案をしてもらい、その中で一番良い提案をした業者から見積もりを取るということです。また、委託ですので限度額を示して、限度額の範囲内で契約するという事です。 ・随意契約も金額によって、少額の場合は随意契約が出来ますが、その場合でも2者以上から見積もりを取りますので、落札率が100%にはなりません。

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問等に對する回答等	<p>(2) 抽出案件：中海干拓事業 彦名工区暫定ため池撤去工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者が欠格なっていますが、競争参加資格が無かったということですか。参加資格要件の施行実績で施工面積 1.4ha というのはプロの会社が見落とすようなそんなに難しいものなのですか。そんなことがあるのかという素朴な疑問です。 ・認識の違いがあったということですか。 ・結果的にしる参加者が2者と少なく、そのために1者が欠格となり1者が入札ということになった訳です。もちろん入札するしないは相手の自由であると思えます。 <p>一方、競争参加資格の設定では、一般競争参加資格のうち「土木工事B等級」の確認を受けている者とありますが、確認を受けた者が何者ぐらいあって、そのうち施行面積 1.4ha 以上の実績がある者がどれくらいあるのか把握していれば教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・128者あるのに2者しか応募しなかったということですか。何か理由は考えられますか。 <p>(3) 抽出案件：平成22年度ストックマネジメント技術高度化事業香川用水地区水利施設診断手法検討 (その2) 業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加表明が少ないようですが、この業務は、少し特殊な業務ですか。 ・こういう業務は、今後もあるんですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該工事は、土を扱う工事ですが、ため池を撤去した後畑にするものです。競争参加資格として当方が求めている農地を作ったことがある技術者が要件であることに対して、先方から河川工事の河川敷での実績のある技術者ということで申請があったため失格になりました。 ・河川敷での実績が畑を作るのと同じと思ったのかもしれませんが、農地は、均平で作物が育つように表土が必要であり、そのような農地整備の経験が必要で、河川敷のように土を均せば良いというものではないと考えて、このような競争参加資格を宣言して受け付けています。 ・工事実績のデータベースから、対象となる業者がどれくらいあるかを把握して競争参加資格の要件を決定しています。これは、ある程度の業者数がないと、あまりにも厳しい条件を設定することは本意ではないので、業者数を確認のうえ参加条件の要件設定を行っています。なお、参加要件に該当する業者が128者あります。 ・時期的なことや技術者の数が減っていることが理由にあるかもしれません。 ・単純に設計するというような業務であれば参加表明がもっとあると思いますが、今回のように総合的に対応する必要がある場合は、ある程度の一定水準以上の業者になると思います。 ・今後も、新たな基準等に対応する必要があるが、当方に知見がない場合などがあれば、このような総合的な検討業務が必要になってくると思います。

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問等に対する回答等	<p>(4) 抽出案件：国営土地改良事業地区調査（南周防地区）用途別予定地積等整理業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛び地が多くあるようですが、一体地域として設定した理由を教えてください。 ・この業務も1者応札ということで、いろいろ理由はあると思いますが、これだけ景気が悪くて公共事業がどんどん減り業者が大変だと一般的に聞く中で、入札委執行調書を見ると、2回目で落札となっています。1者ですから、高めに入札していったら3回目までに落札すればいいわけですから、どうしても落札額が高くなりがちです。出来るだけそうならないように工夫をして入札に掛けて頂きたいと思います。 ・これだけの規模になってくると、県土地改良事業団体連合会のようなところしか受けられないのではないかと。 ・そもそも、換地計画等が出来るノウハウを持っている会社が県土地改良事業団体連合会以外にありますか。 ・事実上、独占になっているのではないかと。 <p>(5) 審議対象案件に対する質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品役務等の高知三波川帯農地保全事業工事記録他電子化データ作成の落札率が8.9%となっていますが、どうしてこういうことになっているのでしょうか。入札した金額も不自然だと思えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の振興計画が一体となっており振興方向も同一となっています。また、行政の単位も同一、JAも一緒であるというところから一体地域としています。 ・この業務には、換地計画の作成があるので、一昨年末までは、委託事業として県土地改良事業団体連合会に委託していた経緯がありますが、より競争性の高い契約とするため総合評価落札方式で行っています。 ・他の業務では、応募してきた業者もありましたが、実態としては普通のコンサルタントがすぐ対応できるかといえ難いところがあると思います。 ・今後は、換地業務の実績を問わない等の門戸を広くしていく対応をしていこうと考えているところです。また、コンサルタントに換地士の資格を持った技術者を養成してもらえればと考えています。 ・この業務ではありませんが、最近、業務の低入札の関係で追加の聞き取りを行う場合があります。例えば、これまでの営業エリア外の実績づくりのために、採算を度外視して低い価格で入札したというアンケート結果がでる場合があります。予定価格が1千万以上の工事、業務であれば、低入札価格調査を行いますので事業所に聞けばわかりますが、この業務は該当しないので事業所でも把握していないと思います。

意見・質問	回答等
<p>・規則上はそうだということは理解できますが、だからといって何もしないというのではなく、情報を得るという姿勢は必要ではないかと思います。</p> <p>まずは、契約が適正に行われているかということが大事なので、そのことを調べて頂いた上で報告してください。</p>	<p>・入札を実施した事業所に指示して、出来る範囲で調べてみます。</p>